

# みよし市防犯カメラの運用等に関するガイドライン

## 第1 はじめに

### 1 目的等

防犯カメラは、個人のプライバシーへの十分な配慮が求められるのに対して、これを適切に設置し、運用することは、犯罪の未然防止に資するなど、地域の防犯力を高めるものであり、安全で安心して暮らせるまちづくりの実現のために重要な役割を担っています。

このため、このガイドラインは、市内に設置される防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を示すことにより、防犯カメラによるプライバシーの侵害に対する市民等の不安を払拭し、及び個人情報取扱いの適正化を図ることで、防犯カメラに対する信頼の確保を目的とします。

なお、本市では、公共の場所における防犯カメラの適正な運用を推進することにより、市民等の権利利益の保護を図り、もって市民が安全で安心して生活することのできる地域社会の実現に寄与することを目的として、「みよし市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（平成 25 年みよし市条例第 32 条。以下「条例」といいます。）」を平成 25 年 12 月 1 日から施行しており、防犯カメラの運用等に当たっては、本ガイドラインと併せて条例を参照してください。

### 2 基本的な考え方

#### (1) 原則

人には、むやみに自分の姿や行動を撮影されない自由( プライバシー) があります。また、防犯カメラで撮影された者が特定できる画像データは個人情報にあたります。防犯カメラは、こうしたプライバシーへの配慮や個人情報の取扱いに十分に留意しながら設置及び運用がされた上で、犯罪を抑止し、地域の防犯力の向上に寄与することが期待されます。

#### (2) 定義

このガイドラインにおける用語の意義は、次のとおりです。

ア 管理責任者 防犯カメラ及び防犯カメラにより撮影し、保存された画像データ（以下「画像データ」といいます。）の管理運用を行う者をいいます。

イ 家庭用防犯カメラ 主に自宅への侵入盗などの未然防止を目的として、継続的に屋外に設置される防犯カメラをいいます。

ウ 公共空間 誰もが自由に利用、通行できる空間をいいます。

#### (3) 市民及び事業者等の理解と協力

防犯カメラが適切に利用され、その効果を発揮するためには、市民、事業者等が、条例、本ガイドライン並びに防犯カメラの意義及び効果に対する理解を深めるとともに、条例及びガイドラインに即して設置及び運用がされている防犯カメラに対する協力が必要です。

#### (4) 市の責務

市は、条例及びガイドラインを守りながら防犯カメラを設置及び運用することは安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に役立つことについて、市民、事業者等の理解と協力を求めるとともに、本ガイドラインに即した防犯カメラの設置の推進を図ります。

#### (5) 見直し

このガイドラインは、社会状況の変化や技術の進展に応じて必要な見直しを行います。

### 第2 防犯カメラの設置及び運用に当たって配慮すべき基準

#### 1 設置の目的

防犯カメラは、自宅等への侵入盗及び地域における犯罪等の未然防止を目的としています。

#### 2 設置の許可

自己の所有しない施設に設備等設置する場合は、防犯カメラを設置しようとする施設の所有者に事前に許可を取った上で設置をしてください。

#### 3 撮影範囲と設置場所

(1) 防犯カメラは、プライバシーへ配慮した上で、屋外の公共空間から見えやすい位置に設置してください。

(2) 第三者の私的な空間が記録されないように設置してください。

(3) 防犯カメラの効果を発揮するため、(1)及び(2)を遵守した上で、撮影場所を特定することができるよう撮影範囲に一部公共空間を含めることが望ましいです。

#### 4 設置の表示

防犯カメラの撮影範囲又は見やすい場所に、管理責任者の名称と防犯カメラを設置していることを表示してください。なお、家庭用防犯カメラのように自宅の表札などから管理責任者が明らかである場合は、管理責任者の名称は表示をしなくても差し支えありません（この場合でも、防犯カメラを設置していることは必ず表示してください。）。

#### 5 操作及び視聴

防犯カメラの操作及び視聴は管理責任者が行うものとします。ただし、条例第4条各号のいずれかに該当する者は操作及び視聴する者を別途指定するものとします。

#### 参 考

条例第4条 各号の者

市 市から事務又は事業の委託を受けたもの 指定管理者 行政区 商工会 鉄道事業者

## 6 秘密の保持

- (1) 画像データと、画像データから知り得た情報をむやみに人に漏らしてはなりません。
- (2) 画像データは、当該防犯カメラの設置目的及び「8 画像データの提供」で記載する目的以外に使用してはいけません。

## 7 画像データの適正な管理

- (1) 画像データ記録装置や記録媒体は、施錠できる場所に置き、他の者が外部へ持ち出しできないようにしてください。
- (2) 撮影装置から画像データ記録装置や記録媒体に画像データを送信する有線又は無線上から画像データが漏れないようパスワードを設定するなど必要な保護を行ってください。
- (3) 画像データの保存期間は、概ね2週間以内とし、個別の事情により、期間を超えて特定の画像データを保存する場合は理由を明確にした上で、記録を残してください。
- (4) 画像データの加工は禁止とし、保存期間が終了した時は、上書き、又は初期化などにより確実に消去してください。
- (5) 記録媒体（記録媒体を内蔵している画像データ記録装置も含まれます。）を破棄する場合、画像データの読み取り、又は復元ができないよう処分してください。

## 8 画像データの提供

管理責任者等は、次のいずれかに当たる場合に限り、第三者に画像データを提供（画像データを他の記録媒体へ複製、移動又は送信）することができます。

- (1) 裁判官が発する令状や、法令に基づく文書による照会があった場合。
- (2) 個人の生命や身体、財産を保護するため、緊急の必要性がある場合。

(2)の理由により画像データを提供する場合は、後日のトラブルを避けるためにも次の措置を講じてください。

ア 提供する相手に対して、身分証明書の提示を求めるなどして、身分を確認する。

イ 提供した目的、日時、相手の氏名、所属等の記録を残す。

ア及びイの要件に加えて、画像データの提供依頼は、文書によって提出させることが望ましいです。

## 9 問い合わせへの対応

管理責任者は、防犯カメラに関する問い合わせや苦情を受けた場合は、自己の責任で誠実かつ迅速に対応してください。

## 10 防犯カメラの撤去

管理責任者は、防犯カメラの運用をやめると決定した場合、責任を持って撮影装置や設置表示を撤去してください。

## 11 その他

条例第4条各号のいずれかに該当する者は、本ガイドラインに加え条例の規定を参考としてください。

## 参 考

### ○みよし市防犯カメラの設置及び運用に関する条例

平成 25 年 9 月 27 日

条例第 32 号

#### (目的)

第 1 条 この条例は、公共の場所における防犯カメラの適正な設置及び運用を推進することにより、市民等の権利利益の保護を図り、もって市民が安全で安心して生活することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的として特定の場所に継続的に設置されるカメラ装置(設置されることにより犯罪の予防の効果を有するものを含む。)であって、録画装置を備えるものをいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (3) 画像データ 防犯カメラの録画装置により記録された電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。)であって、防犯カメラの画像表示装置その他の画像表示装置を用いて画像として表示することにより特定の個人を識別することができるものをいう。
- (4) 公共の場所 道路、公園、広場その他規則で定める場所で不特定多数の者が自由に利用し、又は通行する場所をいう。
- (5) 防犯対象区域 防犯カメラの設置により、犯罪の予防をしようとする区域又は場所をいう。

#### (基本原則)

第 3 条 防犯カメラを設置し、及び運用するものは、市民等がその容貌、姿態又は生活をみだりに撮影されない自由を有することに鑑み、防犯カメラの設置及び運用並びに画像データの取扱いに関し、適正な措置を講ずるものとする。

#### (設置運用要領の届出)

第 4 条 次に掲げるものは、公共の場所に向けて防犯カメラを設置しようとするときは、規則で定めるところにより、防犯カメラの設置及び運用に関する要領(以下「設置運用要領」という。)を定め、市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 市

(2) 市から事務又は事業の委託を受けたもの(市から委託を受けた事務又は事業を遂行する場合に、自ら設置するときのものに限る。)及び市から指定を受けた地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(市から指定を受けた公の施設を管理する場合に、自ら設置するときのものに限る。)

(3) 行政区

(4) 商工会法(昭和 35 年法律第 89 号)の規定に基づく商工会

(5) 鉄道事業法(昭和 61 年法律第 92 号)第 7 条第 1 項に規定する鉄道事業者

#### (設置者の義務)

第 5 条 前条の規定による届出の義務があるもの(以下「届出義務者」という。)は、防犯カメラの運用を適切に行うために、防犯対象区域ごとに防犯カメラ管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置かなければならない。

2 届出義務者で防犯カメラを設置したもの(以下「設置者」という。)は、防犯対象区域内の見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨及び設置者の名称を表示しなければならない。

3 設置者は、第 3 条の基本原則にのっとり、防犯カメラを設置しなければならない。

#### (取扱者の指定)

第 6 条 管理責任者は、設置された防犯カメラの機器操作を行う者(以下「取扱者」という。)を指定するものとする。この場合において、取扱者は、管理責任者とは別の者でなければならない。

2 管理責任者及び取扱者以外の者は、設置された防犯カメラの機器操作を行うことができない。ただし、緊急であり、かつ、やむを得ない場合は、管理責任者の許可を得て、管理責任者及び取扱者以外の者が機器操作を行うことができるものとする。

3 前項ただし書の規定により機器操作を行った者は、行った機器操作の内容を管理責任者に報告しなければならない。

#### (設置者等の義務)

第 7 条 設置者、管理責任者及び取扱者(前条第 2 項ただし書の規定により機器操作を行う者を含む。以下同じ。)(以下「設置者等」という。)は、防犯カメラの適正な運用を図り、設置運用要領を遵守しなければならない。

2 設置者等は、防犯カメラで撮影した画像又は画像データから知り得た市民等の情報を他に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。設置者等でなくなった後においても、同様とする。

#### (画像データの適正な取扱い)

第 8 条 管理責任者及び取扱者は、防犯カメラの運用に当たって、市民等の容貌、姿態又は生活をみだりに撮影してはならない。

2 設置者等は、次に掲げる場合を除き、画像データを防犯カメラの設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 市民等の生命、身体又は財産を保護するため、緊急であり、かつ、やむを得ないと認められる場合

(3) 画像データから識別される特定の個人(以下「本人」という。)の同意がある場合

3 管理責任者及び取扱者は、画像データの漏えい、滅失、毀損、流出及び改ざんの防止その他の画像データの適正な管理のために次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 画像データを保存する場合には、当該画像データを加工しないこと。

(2) 画像データの表示又は保存をする場合において、通信回線と接続している電子計算機を使用するときは、安全対策の措置を講ずること。

(3) 画像データを記録した媒体は、設置者等があらかじめ定めた防護された場所で厳重に管理し、前項各号による場合を除き、外部に持ち出さないこと。

(4) 規則で定める保存期間を経過した画像データは、消去、記録された媒体の破砕その他の方法により復元できないよう適切に処理すること。

(画像データの開示)

第9条 設置者及び管理責任者は、本人から自己の画像データの開示を求められたときは、本人に対し、当該画像データを開示するように努めなければならない。

(苦情対応)

第10条 設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置及び運用に関して市民等から苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

2 市民等は、前項に規定する苦情の対応に不服があるときは、市長に対し、その旨を申し出ることができる。

3 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

(報告及び勧告)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、設置者又は管理責任者に対し、その設置し、又は管理する防犯カメラの管理及び運用の状況について報告を求めることができる。

2 市長は、前項の規定による報告において第4条から前条までの規定に違反する行為があると認めるときは、設置者及び管理責任者に対し、規則で定めるところにより、当該違反する行為の中止その他違反を是正するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第12条 市長は、前条第2項の規定により勧告した場合において、当該勧告を受けた者が正当な理由

なくその勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その事実を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(市が設置した防犯カメラの画像データの取扱い)

第 13 条 市が設置した防犯カメラの画像データの取扱いについては、この条例に定めるもののほか、みよし市個人情報保護条例(平成 15 年三好町条例第 29 号)に定めるところによる。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 12 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日において現に公共の場所に向けて防犯カメラを設置しているもので、第 4 条各号のいずれかに該当するものは、施行日から起算して 1 月以内に設置運用要領を定め、これを市長に届け出なければならない。

3 第 5 条から第 12 条までの規定は、前項の規定による届出をしたものについて適用する。